

## 本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第13号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和3年4月1日から施行することとした。